

〔三省録衣服〕此頃まではむかしの風義のこり、衣類なども、當時之様に華美なる事もこれなく、武士方は格別、その下々は木綿合羽を著する人はなし、町人は猶以、御旗本衆五六百千石取らる、は、供の中小姓は、紙合羽を著し、木綿合羽を所持せしは、家老用人ばかり也、當時は、小もの中間下女半女まで、木綿合羽を著す世界になれり、（中略）元正間記

〔御徒目付勤方〕初泊之事

一 挾箱之中 江入置候品 ○中

一 半合羽 ○下

〔淺草御藏舊例書〕下 小買物定直段 ○中

一 青漆合羽 但丈貳尺七寸六分 袖下壹尺四寸 壹ツニ付 六匁 文字屋孫七

一 赤合羽 但右同斷 壹ニ付 五匁壹分 同人

〔嬉遊笑覽〕（二上）合羽長短の事、木綿合羽元文頃迄は、武家は紺黒の半合羽なりしが、町人は紺花色小倉織肥後木綿などの長合羽、元文の頃、武家も長合羽になる、其後木綿のかすり織、芭蕉布、葛布、歴々は享保頃より羅紗羅脊板、寶曆の頃より黒琥珀、七々子織、黒丹後等なり、

〔守貞漫稿〕（十四男服）合羽 ○中

坊主合羽 圖 ○ 京坂ニテ引廻シ合羽ト云

此合羽ハ専ラ表紺ノ大縞或ハ紺ガスリ、木綿裏茶木綿等、蓋表裏ノ間ニ揉タル厚紙ヲ挾ミタリ、衿紋派或ハ羅紗等、又此ヲ合羽裁ニハ全幅ヲ左圍ノ如ク斜ニ裁テ、各細キ方ヲ上ニ縫也、（略）

近世江戸人用之者甚稀也、京坂ノ人モ漸ク少ト雖ドモ未廢之、馬上ニテ往還スル三度飛脚ノ宰領下云者ハ各必ズ用之、蓋三都トモ市中ニハ不用之、旅行ノミ用之、又旅中モ雨ニハ不用之、雨中ニハ桐油紙合羽ヲ用フ、此形ト同キ紙合羽ヲ袖ナシ合羽、又ハ坊主合羽トモ云、因曰、袖アル桐油紙合羽ヲ豆藏合羽ト云、三都トモ古キ小兒ノ弄物ニ豆藏ト云モタアリ、江戸ニテ與次郎兵衛略